

# 排水設備設置義務免除事務取扱要綱

制 定 平成 元年 5月12日  
最終改正 平成29年 9月 1日

## (目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号、以下「法」という。）第10条第1項ただし書に規定する排水設備設置義務免除（以下「免除」という。）に関し、必要な事項を定め、もって、業務の統一かつ適正な執行を図ることを目的とする。

## (免除の要件)

第2条 下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に、免除をすることができる。

- (1) 生活排水又はこれに準ずるものを含まない下水であること。
- (2) 間接冷却水等、汚濁物質と直接接触しない下水であること。
- (3) 免除により公共用水域へ放流しようとする下水（以下「放流下水」という。）の水質が法第8条の規定による政令又は大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める終末処理場に係る放流水の基準に比して同等以上であり、かつ将来にわたり水質が安定していること。
- (4) 放流下水を排出する設備（以下「放流設備」という。）と排水設備は完全に分離し、かつその排水系統が容易に確認できること。
- (5) 放流下水量が把握できること。
- (6) 前号に掲げるほか、管理者が特にやむを得ないと認める場合。

## (免除の申請)

第3条 免除を受けようとする者は、排水設備設置義務免除申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添付して管理者に2部提出しなければならない。

- (1) 工場又は事業場の位置図
  - (2) 施設配置図
  - (3) 排水系統図
  - (4) 排水経路図
  - (5) 放流下水の水質に関する計量証明書（申請の日から3か月以内に実施したもの）
  - (6) その他管理者が必要と認める書類
- 2 免除を受けた者が、免除期間を更新しようとするときは、免除期間満了日の60日から30日前までに、排水設備設置義務免除継続申請書（様式第2号）に、前回交付された排水設備設置義務免除通知書の写しと前項の第1号から第4号及び第6号に定める書類を添付して、管理者に2部提出しなければならない。
  - 3 免除を受けた者が、放流設備又は放流下水に関する変更をしようとするときは、第1項の規定を準用し、申請は、変更をしようとする日の30日前までにしなければならない。
  - 4 免除を受けた者が、氏名、住所、名称又は所在地を変更したときは、速やかに、氏

名等変更届出書（様式第3号）を管理者に2部提出しなければならない。

（免除の期間）

第4条 免除の期間は、免除した日から1年以内とする。

（免除の通知）

第5条 管理者は、第3条第1項から第3項の申請により、免除すること又は免除しないことを決定したときは、排水設備設置義務免除通知書（様式第4号又は第5号）を、申請者に交付するものとする。

2 免除にあたっては、次の各号に掲げる条件を付し、管理者が必要と認めた場合はさらに他の条件を付するものとする。

（1）放流下水の排出にあたっては、下水道法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及びその他関係法令（以下「関係法令等」という。）による所定の手続きを行い、その規制等を遵守すること。

（2）免除条件の違反、関係法令等の改正又はその他の事由により、公共下水道への接続の必要が生じたときは、公共下水道の改築に要する工事負担金は、すべて申請者において負担すること。

（3）放流設備又は放流下水に関する変更をしようとするときは、変更をしようとする日の30日前までに申請を行うこと。

（4）氏名、住所、名称又は所在地を変更したときは、速やかに、氏名等変更届出書（様式第3号）を提出すること。

（5）免除期間を更新しようとするときは、免除期間満了日の60日から30日前までに、排水設備設置義務免除継続申請書（様式第2号）による申請を行うこと。

（6）免除期間内は、3か月を超えない期間ごとに年4回以上、放流下水の水質に関する計量証明書を提出すること。

（7）本市が行う立入検査及び採水に協力すること。

（8）免除期間内に放流設備を廃止したときは、速やかに、放流設備使用廃止届出書（様式第6号）を提出すること。

（9）関係法令等の改正等により免除条件を変更する場合があると管理者が認めたときは、その指示に従うこと。

（10）免除条件を遵守する旨の誓約書（様式第7号）を提出すること。

（報告及び検査）

第6条 管理者は、この要綱の施行に必要な限度において、申請者又は免除を受けた者に対して、放流下水若しくは放流設備の状況、その他必要な事項に関しての報告を求め、又は市職員を当該事業場に立入らせ、放流下水の採取及び放流設備等の検査をさせることができる。

（放流設備の廃止）

第7条 免除を受けた者が、放流設備の使用を免除期間内に廃止したときは、速やかに、放流設備使用廃止届出書（様式第6号）を、管理者に2部提出しなければならない。

（監督処分等）

第8条 管理者は、免除を受けた者が、免除条件に違反し又は虚偽の報告をしたと認め

たときは、法第38条の規定に基づき必要な措置を命ずることができる。

(その他)

第9条 免除の事務は、上下水道部下水工務課において行うものとする。

附 則

この要綱は、平成元年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。